

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 24 2009年2月27日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

ムダなダム裁判今後の日程 宇都宮地裁302号法廷

☆ 3月12日(木) 11時:00～ 対栃木県知事・3ダム訴訟

いよいよ立証段階へ入っていきます。第20回期日では、南摩ダムの治水、利水、環境について、前県知事の福田昭夫氏、当時の県の担当者、地元住民の広田義一氏などを証人として尋問するための申請を行います。

対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟の判決について報告！！

被告の主張そのままの判決には 当然原告らは納得できず、控訴へ

2009年1月28日

湯西川ダム訴訟弁護団 大木一俊

以下は、判決当日、大木弁護士がハツ場ダム訴訟弁護団に宛てて報告されたメールの内容を、大木弁護士の了解を得てそのまま引用させていただきました。

今日(09年1月28日)1時15分に宇都宮市相手の湯西川ダム利水訴訟の判決がありました。

主文は、①ダム使用权設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法確認については却下、②その余の請求すなわち、特ダム負担金、水特負担金及び基金負担金の支出差し止め並びに既支出分の損害賠償請求については棄却です。

①の理由は、「ダム使用权設定申請予定者たる地位」は地方自治法238条1項各号の「財産」にあたらなかったことです。

②の理由は、ダム使用权の設定申請を取り下げるか否かは、宇都宮市の代表である市長において、宇都宮市の水需給の見込み及び給水計画に影響を及ぼすべき諸般の事情のほか、ダム使用权設定による利点及びそれに伴う負担等を多角的総合的に考慮すべき事柄であるから、市長にはその判断につき広範な裁量権を有するとすべきである。」とした上で、「市長が特ダム負担金を補助するために行う拠出金の支出負担行為及び支出命令が違法になるのは、宇都宮市に湯西川ダム建設事業に参画する必要性・合理性がないことが明らかであって、ダム使用权設定申請を取り下げるべきことが明らかであるにもかかわらず、市長において漫然と拠出金の支出負担行為及び支出命令

をする場合に限られると解すべきである。」とし、また水需要予測については、「水需要は、社会、経済の動向や自然環境の変化によって複雑に変動するから、長期間においては、当初、想定していなかった需要の増加や水資源の不足が起こることもあり得り、ある程度の余裕をもって水源確保を行うことも許されるというべきである。また、水需要予測が合理的であるか否かは、予測の基礎とした情報の種類及び内容並びに収集方法、予測判断の手法及び家庭の合理性等に照らして判断すべきであって、その後の実績が予測と異なる結果になったことのみから直ちに予測が不合理であったというべきものではない。さらに、水道事業体は、水道法15条1項により給水区域内の需要者に対して給水義務を負っていることから、水道事業体が水需要予測を行うに当たっては、具体的な水需要増加要因がある場合にこれを考慮することはもちろん、潜在的需用者による水需要増加を考慮すること自体が直ちに不合理と評価されるべきものでなく、かえってそのような考慮は必要適切なものともいうべきものである。」という前提の下に、原告らの主張を検討し、市が2003年3月に行った水需要予測に合理性がないとは言えず、また、同時期に市の行った水源見直しが無合理であるということとはできない、としたことです。

嶋津さんが判決書をホームページ上にアップしてくれますので、詳細はそれを見てください。

この訴訟の裁判長は弁護士出身で、水道局職員の証人尋問の際には、節水機器の普及を考慮しない水需要予測の杜撰さについては自ら介入尋問をしており、また、同じ合議体では、昨年12月24日に、さくら市が浄水施設の建設用地を購入する際、適正価格7590万円の3倍を超える2億5000万円で購入した事案の住民訴訟で、市長に対して1億2192万円の支払いを請求せよとの判決を出したりしていたので、判決内容については期待していたのですが、リップサービスもない残念な結果となってしまいました。

被告の主張そのままの判決には、当然原告らは納得できず、控訴することを決めました。

とりあえずご報告いたしますが、今後ともご協力お願いします。

(原告側は宇都宮地裁の判決を不服とし、2月9日に東京高裁に控訴した)

過大な水需要予測も、宝井水源の放棄も、

「湯西川ダム計画」の呪縛から

傍聴人席からの独り言

湯西川ダムの訴訟をほとんど毎回欠かさず傍聴してきた者の1人として、今回の裁判についてひとこと感想を述べたい。

まず、裁判とは、傍聴人のために行うのではなく(当然?!)裁判官と原告、被告のために行うのだということ。裁判官の言っている言葉は傍聴席で耳をそばだてても良く聞き取れず、まるで内緒話のようだ。裁判官は原告代理人または被告代理人にだけ聞こえればよいと思っているらしい。傍聴人に聞こえるか否かはどうでもよいことなのだ、と理解したのは、数回を経てからのことだった。

それでも回を重ねると、「準備書面を提出した」ことはすなわち「その書面を陳述した」ことになり、傍聴人には書面の内容がまったく判らないまま進んでいってしまう、ことが理解できた。そのため、準備書面の要旨を口頭で陳述することが非常に重要なのだ。陳述の手法としてパワーポイントを駆使し、スクリーンに映し出しながら陳述すれば、被告側

に対しては勿論、裁判官や傍聴席に対してもインパクトがある。302号法廷では、スクリーンの位置が、裁判官席の横に位置したり、被告側の正面の位置にあったり、二転三転した。裁判官は首をねじ曲げてスクリーンを見ていた時もあるが、良く見ていない裁判官もいた。準備書面を読めばよい、ということなのか（パワーポイントの図表の方がずっと判りやすいと思うのに・・・）（余談だが、3ダムの方の裁判では、居眠りをしている・・・それも1回だけでなく・・・裁判官もいた）。裁判終了後はほとんどの場合、弁護士会館に場所を移し、大木弁護士をはじめ担当の弁護士さんがその日の裁判について説明をしてくださった。全体の流れの中で、今日の法廷でのやりとりはこういう意味なんですよ、次回はこのことについてこのように進めていきます、と。法廷でのやりとりを聞くだけではとうてい理解は難しいので、弁護士さんによる説明会は欠かせない。

20回にわたるこの裁判の、各回の要点については、「事務局だより 23号」にまとめられているが、1傍聴人として印象深く記憶に残った、いくつかの場面について記してみたい。

まず、2007年10月3日 第14回の、宇都宮市上下水道局の鄒間勝男氏の証人尋問。その中で浮き彫りになったことは、「節水意識の向上や節水型器具の普及等で水需要予測と実績が乖離してきているのに、その原因をきちんと分析しないまま増加要因のみを考慮し、水の使われ方は今後も同様に増え続けると漫然と予測したこと、しかも、予測を誤ったという認識をまったく持っていないこと、漏水防止事業に金をかけず有収率の目標値を88%という低い値にとどめていること、クリプトスポリジウムの指標菌が検出されたと言う理由で地下水源である宝井水源を放棄したが、水源費の比較計算において、宝井水源をもっと活用すれば宝井水源のコストはもっと下がり、全体のコストも下がると考えられるのに、宝井水源のコストが高くなるよう恣意的な計算をおこなったこと」等々。市民の税金を使って行う事業なのに、現実はこんなにいい加減なのか、と憤慨したくなる。

次は、2008年1月16日 第15回の湯西川ダム建設事業再評価委員の長谷部正彦・宇大教授の証人尋問。「再評価とは名ばかりで水道局の持ってきた案を、そう書いてあるからそうなんだろうとそのまます認し、またそのことを問題だとも思っていないこと」がはっきりした。裁判長をして「あなたはこの再評価書で継続すべきだという意見を書いているが、具体的に個々の要因をどのように検討して今後も水需要が増えていくと予測したのか、さっぱりわからない」とまで言わせた。さらに、宝井水源や白沢水源の取水能力低下の原因を探り、対策を講じて取水できるようにするという方向での検討はしておらず、今になってみればそのような検討をすべきだったと思う、と語り、再評価に値するような評価は行っていなかったことを自ら認めた形になった。ダム以外の他の公共事業においても、再評価とはこのようなものなのだろう。撤退という選択肢もある中で実質的な再評価を行う、というのであれば、何回再評価をしても意味がない。

印象的だったのは2008年4月9日 第16回の水問題研究家・嶋津暉之氏の証言。「宇都宮市の1日最大給水量の実績と予測値の大幅な乖離の原因は、生活用水の予測が過大であることと、消費支出やトイレ水洗化率という水需要とまったく相関していない要素を増加要因としたことである。有収率の計画値を88%と低く設定しているが、極めて問題の多い予測である。その理由は湯西川ダムの呪縛にある。ダム計画がなければ実績重視の合理的な予測ができるはず。宝井水源のコストに関しては、宝井水源の稼働率を極めて低く設定しているのでその結果として宝井のコストが高くなっている。湯西川ダムを取るために宝井水源を意図的に捨てたということだろうが、逆ではないか。」「利根川水系工事実施基本計画によると、鬼怒川水系では五十里ダム、川俣ダム、川治ダムという3つのダムによる治水計画ができていた。そこに湯西川ダムが加わったが、基本計画上の数値（石井地点、水海道地点における計画高水流量）は以前と同じだった。

この訴訟が提起された後(2005年)、石井地点での流量が $600\text{m}^3/\text{s}$ だけ小さくなったが、水海道地点では以前と同じ数字であったため新たな矛盾が生じた。「ダム計画が先にありき」になっている。湯西川ダムが本当に必要なのか、原点に立ち返って考えるべきではないか。」理路整然と判りやすい証言だった。傍聴席からは、この裁判は原告の圧勝!!と見えた。なぜなら、被告側の反論はまるで迫力がないし、治水計画には矛盾があるし、裁判官から証人への質問もかなり手厳しいものがあつた。

それなのに、結果は原告敗訴である。これは一体どういうことなのか。控訴は当然。原告代理人として懸命に闘って下さった弁護団の方々に感謝すると同時に、今後次々と出される、東京や他県の地裁での判決に注目したい。

春の観察会のお知らせ

ヤマナシのお花見会と 南摩の自然を訪ねる

南摩ダムの建設予定地では付け替え道路の建設が始まっています。しかし、あのヤマナシの大木のある辺りは、未だ静かです。白い花を全身にまもって春を謳歌するヤマナシに、また会いに行きませんか。昨秋の収穫祭で得た獲物は参加者によってどのように調理?されたのでしょうか。その報告も楽しみです。昔話の素語りもありますよ。

日時：2009年4月25日(土) 9時

集合場所：鹿沼市上南摩 室瀬バス停付近

持ち物：昼食・飲み物適宜、観察用具、筆記用具、川に入りたい人は長靴等

参加費：500円(昼食材料代、資料代等)

主催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会・日本野鳥の会栃木県支部・水環境条例制定ネットワーク

問い合わせ：事務局 TEL:0285-23-8505 FAX:0285-22-5608

会費納入のお願い

2008年度も終わりに近づきました。今年度(2008年4月~2009年3月)の会費が未だの会員には、振込用紙を同封させていただきました。年会費は3000円です。どうぞよろしく願いいたします。カンパも歓迎します。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東2-10-22

TEL:0285-23-8505

FAX:0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609